二　補助方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に補助方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（非常点滅表示灯）

第217条　（略）

２～４　（略）

５　非常点滅表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　非常点滅表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該非常点滅表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　非常点滅表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に非常点滅表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後面衝突警告表示灯）

第217条の３　（略）

２～４　（略）

５　後面衝突警告表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後面衝突警告表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該後面衝突警告表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後面衝突警告表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後面衝突警告表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　走行用前照灯、制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

十　走行用前照灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

８～15　（略）

（非常点滅表示灯）

第217条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後面衝突警告表示灯）

第217条の３　（略）

２～４　（略）

（新設）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

（新設）

８～15　（略）